**ＦＡＸ送付　（糸島保健福祉事務所　保健衛生課　０９２－３２２－９２５２）**

令和　　年度結核健康診断実施報告書（職員）

糸島保健福祉事務所長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 報告年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 事業所等の名称　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 事業所等の所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 担当者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電話番号 | 　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　 |
| 実施年月日 | 　　　年　　月　　日 | ～ | 　　年　　月　　日 |
| 受診医療機関名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 報　告　内　容 |
| 対象者数 | 受診者数 | 胸部エックス線受診者数 | 喀痰検査受診者数 | 被発見者数 |
| 間接撮影 | 直接撮影 | 結核患者 | 潜在性結核感染者 | 結核発病のおそれがあると診断された者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【未受診者がいる場合は理由と人数を記載してください。例）産休・育休２名】 |
|  |

※　「結核健康診断」とは、健康診断の項目のうち「胸部エックス線」等の検査のことです。

※　「胸部エックス線受診者数」の「間接」と「直接」の区別は、診断書（健診結果書）で確認して下さい。

※　「発病の恐れがあると診断された者」とは、医師による医療行為は必要としないが、定期的な医師の観察指導を必要とする人のことです。

【参考】

≪感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律≫

第５３条の２（定期の健康診断）

労働安全衛生法第２条第３号に規定する事業者は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者であって政令で定めるものに対して、定期の健康診断を行わなければならない。

第５３条の３（受診義務）

　第５３条の２の健康診断の対象者は、事業者の行う健康診断を受けなければならない。

第５３条の７（通報又は報告）

　健康診断実施者は、この法律の規定によって健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者その他の事項を保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

≪同法施行令≫

第１２条（定期の健康診断の対象者、定期）

　第１項第１号：学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設等）において業務に従事する者　毎年度

 ※この報告書は、毎年使用できますので、コピ－をして御使用下さい。